

帯広市長 砂川 敏文 様

帯広市特別職の報酬等の額について（答申）

平成21年11月2日付 帯職員第75号をもって諮問のありました、帯広市議会議員の議員報酬並びに市長、副市長の給料の額について、別紙のとおり答申します。

平成21年11月16日

帯広市特別職報酬等審議会

会 長 三浦 弘之

会長職務代理者 村中 庸晁
委 員 石山 良明
佐々木 修一
竹田 満枝
出口 幸子
毎田 光則

答 申

帯広市議会議員の議員報酬並びに市長、副市長の給料の額について種々の角度から検討した結果、いずれも現行どおりの額とすることが適当である。

記

当審議会は、去る11月2日、市長から市議会議員の報酬の額、特別職の給料の額について諮問を受けた後、3回にわたり審議会を開催いたしました。

諮問の趣旨に従い、職務や職責にふさわしい額かという観点を議論の中心に据え、地域経済の情勢や他都市との均衡等も考慮しつつ、審議を進めました。

また、関係する資料について慎重に検討し、種々の議論を行った結果、上記答申のとおりとすることが適当であるとの結論を得たものであります。

1. 審議の経過について

今回の諮問は、人事院並びに北海道人事委員会が減額の勧告をしたことなどに伴い、特別職の給料の額等について、意見を求め

られたものです。

人事院勧告は、民間企業の給与と一般職公務員の給与のバランスを図ることを目的としたもので、特別職の給料の額等については、人事院の勧告に左右されるものではないにしても、勧告を踏まえた国家公務員の特別職職員の給料の引き下げにかかる関連法の改正案が国会に提出されていることや、過去の審議会での取り扱いも確認しながら、慎重に審議を進めました。

また今後の長期的財政見通しも重要な判断要素であるとの指摘があり、この点についても資料や事務局からの情報を基に状況の把握を行いました。

審議のなかでは、特別職については、過去から一般職の臨時引き下げや市財政状況等を踏まえ臨時引き下げを行ってきたことに対して、こうした臨時的取扱いに一定の区切りを設け、適宜見直しを行うことや、議員については、その議員活動の実情を考慮すると、引き上げについても検討するべき時期にあるのではとの意見が複数ありました。

一方、地域経済情勢や帯広市の財政状況、さらには市民感情等に鑑みると、引き上げが許される状況にはないというのが全委員の一致するところでもありました。

これらとあわせて、現在の報酬・給料額は近年、自治体を取り巻く大きな環境変化のなか、職務や職責が質的、量的に変化してきていると思われ、決して高額ではないとの各委員の基本的認識のもと、最終的に現状維持の結論に至ったものです。

2. 個別の審議内容

(1) 特別職の給料額

特別職については、市長の給料額を中心に審議を進めました。

人事院勧告が、特別職の給料に対してもその判断が及ぶものではないことは、平成14年の帯広市特別職報酬等審議会が言及しているとおりであり、積極的にこれを改定する正当な理由を持つことは困難であるにもかかわらず、減給され続けていることは、厳しい社会経済状況や、その時代の市民感情を許容する社会的流れ

に込んでいると考えられ、他の自治体の特別職の給料の減額についても金額の差異こそあれ、同様の実態にあります。

また、職員の過失や、政策上の諸問題に対する責任を給料減額という形で自己責任を課していることも、給与水準を複雑にしている要因と考えられます。

審議の中では、「市長の職がいかに激務・激職であるかということは市民も良く理解しているところであり、個人的にも十分理解している」等、各委員からも職務や職責に対して理解を示す意見がほとんどでした。副市長に対する認識も同様でありました。

このような認識から、特別職については引き下げを求める意見はなく、一致して現状維持が適当と結論しました。

また、今後については実際の職務・職責に応じた本則規定に戻していく検討が必要との意見もありました。

(2) 議員報酬

議員報酬については、審議当初、市長、副市長が厳しい経済状況を踏まえ、これまで給料の減額を行って来たのに対し、議員報酬の減額がほとんど無いこと、更には議員が拘束時間の短い非常勤職であることや他の職業を持つ議員もいる実態などから、現在の報酬額を疑問視する意見が複数ありました。

しかし、審議を進めるなかで、複数の委員から「活動領域は特別職と同様に複雑化、多様化してきている」、「本会議や委員会への出席以外に、日頃の調査研究活動や市民要望の把握などに相当の時間をかけている」、「専門の議員にとっては、議員活動の費用を捻出できているとは思えない」等の議員活動全体に対する意見もあり、その認識を深めていきました。

このような審議経過を経て、議員報酬については、職務・職責の変化を踏まえつつ、円滑な議員活動を支えるとともに、今後の担い手を確保していく意味でも、引き下げは適当ではないとの方向にまとまりました。

しかし、多くの委員から出された「議員活動がよく見えない」という意見は、過去の同種の会議でもよく指摘される問題で、議

員報酬を考える上で貴重な指摘だと思います。折しも現在、議員の職務・職責を明確化し、役割を果たすための具体策等を定める「帯広市議会基本条例」の制定作業が行われており、市民説明会も開催されています。こうした取組みなどにより、議員の活動が今後如何に市民に見えるようになるかを審議会としても見守りたいと思います。

なお、議員活動は今後、職務の多様化や困難性がより増していくことが予想されます。この点を考えると議員定数の議論の中で、将来的に引き上げの検討も必要ではないかとの意見があったことを付記します。

3. その他

今回の諮問事項の他に、条例上の審議会の審議事項として政務調査費がありますが、現状では大きな課題が見当たらないことや会議の時間的な制約から、審議はほとんど行いませんでした。

しかし、議員報酬の議論の中では、政務調査費のあり方について審議を求める意見もあり、本審議会の任期の中で審議をする方向を確認しました。

また、審議会の審議事項からははずれますが、年収という視点から期末手当に議論が及んだ際には、「一般職との均衡をはかるという面からは、北海道の取扱いと同様に期末手当で調整することが望ましい」とした意見が多数ありました。

この他、期末手当を含む臨時引き下げが長期に及んでいることに対して、本給および手当の本則規定凍結の見直しの必要性や、退職手当の基礎額算定についての考え方に関する意見もありました。

4. 結びに

審議会では専門的な知識や、経験に基づく説得力のある意見が多数出され、限られた時間の中でも、非常に有意義な審議が行えました。

現状維持とした答申内容は、厳しい地域経済環境等を主因とした市民感覚とは若干差異があるかもしれませんが、特別職と議員に課せられた重い職責と困難な職務を十分思慮し、判断したものです。

特別職並びに議員におかれては、この点もご理解いただき、市民福祉の向上や魅力あるまちづくりの実現に向けて、一層努力されることを切望し、答申の結びといたします。